

平成 27 年 3 月 16 日

金融庁総務企画局市場課

御中

一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関

「特定金融指標算出者に関する内閣府令」（案）に関する意見について

平成 27 年 2 月 13 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成 27 年 3 月 16 日

「特定金融指標算出者に関する内閣府令」案に関する意見

項番	条文番号等	意見等	理由等				
1	9 条	➤ 本条においては、業務規程に記載すべき事項が規定されているが、同条 16 号の「行動規範」で定める部分と、同条 16 号以外で定める部分の関係について、以下の認識でよいか確認したい。 <table><tr><td>9 条 16 号</td><td>情報提供者が遵守すべき事項（行動規範）</td></tr><tr><td>9 条 16 号以外</td><td>特定金融指標算出者が遵守すべき事項（業務規程）</td></tr></table>	9 条 16 号	情報提供者が遵守すべき事項（行動規範）	9 条 16 号以外	特定金融指標算出者が遵守すべき事項（業務規程）	・業務規程への記載事項の明確化のため。
9 条 16 号	情報提供者が遵守すべき事項（行動規範）						
9 条 16 号以外	特定金融指標算出者が遵守すべき事項（業務規程）						
2	9 条 1 号ロ、ハ 9 条 5 号 9 条 6 号 9 条 10 号イ(9)	➤ 9 条 1 号ロおよびハ、同条 5 号、6 号、10 号イ(9)における「専門家の判断」は、特定金融指標算出者自身が行使する専門家判断という理解でよいか。 ➤ なお、その場合、算出方針において特定金融指標算出者自身が「専門家の判断」を行使しない設計となっている指標の場合には、各規定に対応する業務規程の記載は必要がないことを確認したい。	・その算出方針において「専門家判断」を特定指標算出者が利用しない場合の業務規程への記載事項を確認するため。				
3	9 条 2 号イ（1）	➤ 9 条 2 号イに掲げる「協議」および「事前の通知」は、一般的なものとして、ホームページに公表して広く一般に意見を募集する（検討結果も公表する）というパブリック・コメント方式が排除されないと理解してよいか。	・すべての利害関係者を特定のうえ、実際に協議することは困難であるため。				

項番	条文番号等	意見等	理由等
4	9 条 2 号イ(2)	➤ 本規定における「監査の方法」とは、指標の算出公表方針等の変更が適切に行われたことについて内部監査部門による事後的な確認が適切に行われることが確保することを求めているという理解でよいか。必ずしも手続きの詳細を定める趣旨ではないことを確認したい。	・画一的な手続きを業務規程に定めることが求められると、市場の動きに応じた柔軟な確認ができないことから、確認のため。
5	9 条 2 号ハ	➤ 本規定は IOSCO 原則 12 が求める公表について、業務規程への記載を求める趣旨であるという理解でよいか。	・業務規程への記載事項に対応する IOSCO 原則を確認するため。
6	9 条 4 号	➤ 価格等情報が十分なものであることの基準について、必ずしも定量的な基準を記載する必要はないと理解してよいか。 ➤ また、本号は、あくまで特定金融指標算出者の「価格等情報」全体について「十分なものであること」を求める趣旨であり、個々の情報提供者の「算出基礎情報」について「十分なものであること」まで求めている趣旨でないと理解してよいか確認したい。	・金融指標としての正確性等を確保するためには、金融指標全体として「十分なものであること」を充足すべきであると考えられることから、確認するため。
7	9 条 8 号	➤ 本規定が求める「ロ 検証の結果の公表」および「ハ 当該見直しの概要の公表」は、IOSCO 原則 10 に対応する公表について、業務規程に記載を求めていると理解してよいか。	・業務規程への記載事項に対応する IOSCO 原則を確認するため。
8	9 条 10 号	➤ 本号における「内部監査部門」は、組織内の内部監査（原則 17 における Internal Audit）を実施する内部監査部等を想定しているのではなく、IOSCO 原則 5（Internal Oversight：内部監督機能）を意図しているという理解でよいか。	・業務規程への記載事項に対応する IOSCO 原則を確認するため。
9	9 条 13 号	➤ 本号における、不服処理を行う「特定金融指標算出業務から独立した立場にある者」とは、一般的には日々の算出・公表のオペレーションに関与しない部署の職員は当該立場に該当すると理解してよいか。	・不服処理を行うことが可能な者を確認するため。

項番	条文番号等	意見等	理由等
10	9 条 16 号イ(2)	➤ 本規定は、特定金融指標算出者が情報提供者の脱退を禁止しなければならない趣旨でないという理解でよい。 ➤ なお、実態として、情報提供者が自発的に特定金融指標の算出・公表に協力している金融指標においては、情報提供者の脱退を防止するための措置に限りがあるが、特定金融指標算出者として可能な限りの措置を記載することで足りることを確認したい。	・ 内閣府令上、情報提供者の脱退を禁止する趣旨でないことを確認するため。
11	9 条 16 号イ(3)	➤ 本規定における「促す措置」というのは、特定金融指標算出者が情報提供者に対して、特定金融指標算出者からの情報提供要請に対して応じる義務を課すことで足り、必ずしも情報提供者に対して日次でレート呈示に関する証拠を提出することを義務付けることまでを求めるものではないと理解してよいと確認したい。	・ 確認のため。
12	9 条 16 号イ(4)(iii)	➤ 本規定における「専門家の判断の管理」とは IOSCO 原則 14 でいうところの「専門家判断の利用方法について案内し、詳細を示す方針（文書化の要件を含む）」に対応するものであることを確認したい	・ 業務規程への記載事項に対応する IOSCO 原則を確認するため。
13	9 条 16 号ロ	➤ 本規定における「行動規範に係る契約の情報提供者との間の契約の締結」とは、形式的に「契約書」である必要はなく、情報提供者が特定金融指標算出者の策定する行動規範を遵守したうえでレート呈示を行う旨の「承諾書」を特定金融指標算出者宛てに提出する方法でも問題ないことを確認したい。	・ 実務上、契約の締結は様々な形式で行われていることを踏まえ、その様式を規制する趣旨でないことを確認するため。

項番	条文番号等	意見等	理由等
14	11 条本文	➤ 本規定における「特定金融指標算出業務の休止」には、災害発生時等で事前予測が困難な事情が生じ、突発的に特定指標算出業務を継続できなくなった場合には、事前の届出ができなくとも本条の違反にならないという理解でよいか。	・「特定金融指標算出業務の休止」の範囲を確認するため。
15	13 条 2 号	➤ 本号における「専門家の判断」は、特定金融指標算出者自身が行使する専門家判断という理解でよいか。 ➤ また、特定金融指標算出者側で、個々の情報提供者が使用した専門家判断の記録を保存することを求める趣旨でないと理解してよいか確認したい。	・算出方針において「専門家判断」を特定指標算出者が利用しない場合の保存対象を確認するため。

以 上